

第5編

大規模事故対策編

第 1 章

計画の前提

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大網白里市防災会議(以下「防災会議」という。)が策定する計画であり、大網白里市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施するにあたり、防災関係機関、住民及び事業所がその全力をあげて、住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

- 1 本計画は、市の地域にかかわる大規模事故災害に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が市の地域に対して処理する事務又は業務に関する総合的かつ基本的計画である。
- 2 本計画は、市及び防災関係機関の責務を明確にするとともに災害に対する事務又は業務の一貫性を図る計画である。
- 3 本計画は、大規模事故災害に対処するための計画であり、法令等に特別の定めがない場合は、本計画によるものとする。

■大規模事故災害

- ①大規模火災
- ②林野火災
- ③長期大規模停電
- ④危険物等災害
- ⑤海上災害
- ⑥油等海上流出災害
- ⑦航空機災害
- ⑧鉄道災害
- ⑨道路災害
- ⑩放射性物質事故

第2節 計画の方針

大規模事故災害は、地震災害・風水害災害と異なり、発生要因及び被害範囲が局地的となる傾向にある。従って、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能していると考えられる。

また、住民生活への影響は大きくはなく、事故そのものへの対応が主な活動内容となる。

以下に大規模事故災害の基本方針を示す。

■大規模事故災害への基本方針

- ①人命救助
- ②二次災害防止
- ③正確かつ迅速な情報収集
- ④事故の影響から住民の安全を確保
- ⑤被災住民への必要な支援

第3節 防災体制

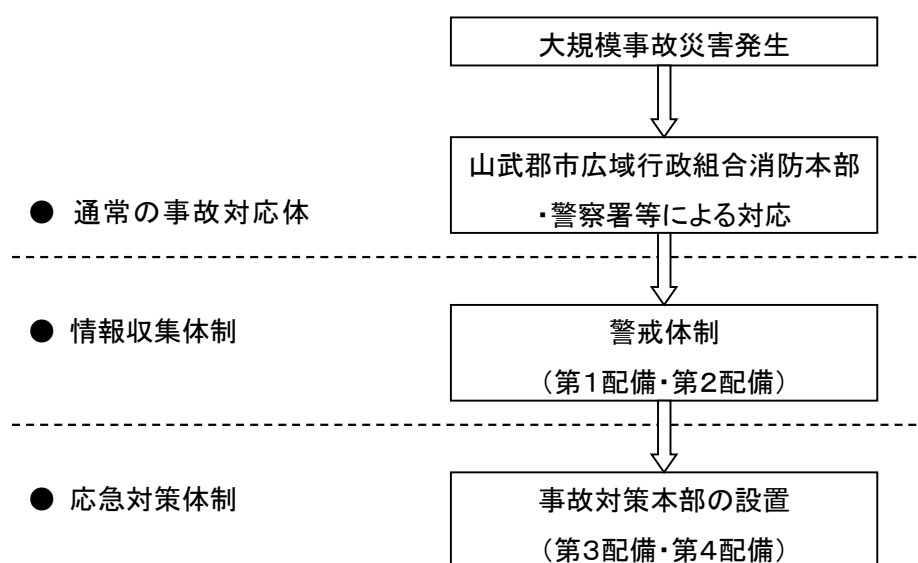
第1 基本的な対応

大規模事故災害が発生し対策が必要な場合は、「事故対策本部」を設置し災害対策本部第3配備体制に順ずる配備とする。

その後、対策の必要に応じて高次の配備体制に移行する。

「事故対策本部」の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用する。

大規模事故への基本的な対応



第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震対策編に定めるところによる。

大規模事故災害時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第 2 章

大規模事故対策計画

第 1 節 大規模火災対策計画

第 1 基本方針

大規模な延焼火災、ビル火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防及び発生時の応急対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物の不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき以下の対策に努める。なお、建築基準法第22条による、いわゆる屋根不燃区域の指定は市内全域で行われており、引き続き延焼防止措置を推進する。

(1) 建築物の防火規制

- ① 防火地域及び準防火地域の指定
- ② 屋根不燃区域の指定

2 防災空間の整備・拡大

延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大を行うために以下の対策に努める。

- (1) 都市公園への防災施設の整備、火災に強い樹木の植樹
- (2) 建築物の不燃化と併せた、延焼遮断機能が期待される都市計画道路等の幹線道路整備の促進

3 市街地の整備

防災上安全性の高い市街地の形成を推進するため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区の形成に努める。

4 火災の予防査察

火災を未然に防止するため、消防法、火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

5 建築物の防火対策

山武郡市広域行政組合消防本部は、以下の建築物の防火対策を行う。

- (1) 多数の者を収容する建築物の管理者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画を作成させ、計画に基づく事項を遵守させる。
- (2) 特定防火対象物の管理者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。
- (3) 火災警報器等の設置

山武郡市広域行政組合火災予防条例に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務付けられているため、すべての住宅に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。

6 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層造建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物以上の防火対策が必要となる。

従って、大規模・高層建築物の管理者又は関係者に対し、「4 建築物の防火対策」に加え、以下の事項について指導する。

(1) 消防防災システムの整備

- ① 高水準消防防災設備の整備
- ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ③ 防災センターの整備

7 文化財の防火対策

山武郡市広域行政組合消防本部及び市は、文化財の所有者又は管理者に対して、以下の事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

- ① 消火器、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等の設置
- ② 自動火災報知設備、漏電火災警報器等の設置

(2) 防火管理

- ① 定期的な巡視と監視
- ② 危険箇所について消防機関から指導を受ける。
- ③ 防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画の作成
- ④ 消防機関と教育委員会等の協力のもと文化財建造物の消火訓練を実施する。

8 消防組織及び施設の充実

国の示す「消防力の整備指針」に基づき、消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

第3 応急対策計画

大規模な延焼火災、ビル火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火災が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

市は、火災・事故等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 広報活動

市は、火災・事故等の発生状況や地域への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

3 消防活動

市又は山武郡市広域行政組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて千葉県相互応援協定に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

応援要請については、「地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策 第1 消防活動 5 消防広域応援要請」参照。

4 救助・救急活動

火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、近隣市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

5 交通規制

東金警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

6 避難

市又は山武郡市広域行政組合消防本部は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難の指示を行い、安全な地域の避難所を開設する。消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、東金警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

また、必要に応じて救護所を設置し、要救護者の受け入れを行う。

第2節 林野火災対策計画

第1 基本方針

林野火災の発生を未然に防止し、林野火災が発生した場合の消火活動及び被害防止対策等について定める。

第2 予防計画

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

また、火災を未然に防止するため、消防法及び火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

3 気象情報発表伝達体制の確保

銚子地方気象台は、林野火災防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努める。市は、銚子地方気象台の発表する情報の収集・整理に努め、林野火災の防止に役立てる。

4 防災活動の促進

市は、林野利用者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。また、県の行う広報活動について、意見交換を行い、より効果的な災害広報が行えるように努める。

5 消防組織及び施設の充実

市は、消防職員、消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

第3 応急対策計画

林野火災が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 広報活動

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等や地域住民への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて千葉県相互応援協定に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

応援要請については、「地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策 第1 消防活動 5 消防広域応援要請」参照。

(1) 地上消火活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動する。また、自主防災組織及び住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

市は、火災の規模が大きい場合は、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

山武郡市広域行政組合消防本部は、消火活動の現場指揮を行うにあたり、他機関との連携を図る現地調整所を設けることになっている。市は、山武郡市広域行政組合消防本部が設置する現地調整所と綿密な連絡を取り、大規模火災における指揮体制の確立を図る。

(3) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、千葉市消防局に消防ヘリコプターの応援を要請する。さらに、空中消火能力が必要なときは、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。市は空中消火を要請した場合、現地指揮本部を設置する。現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮

を行う。

■管理委託

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場
自衛隊	第1ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

■水利関係

関係消防(局)本部	水利	臨時離発着場
山武郡市広域行政組合消防本部	東金ダム	東金ダム敷地内

(4) 自衛隊ヘリコプターの派遣

市は、必要と認められる際には、県に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請する。県は市からの要請があった場合、速やかに自衛隊にヘリコプターの派遣要請を行う。

4 救助・救急活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、近隣市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

5 交通規制

東金警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

6 避難

市又は山武郡市広域行政組合は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難の指示を行い、安全な地域の避難所を開設する。消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、東金警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。また、必要に応じて救護所を設置し、要救護者の受け入れを行う。

8 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

第3節 長期大規模停電対策計画

第1 基本方針

令和元年房総半島台風において、暴風による倒木等を原因とする断線により大規模な停電が長期間発生し、市民生活に大きな影響を与えた。

市では、災害対応に係る検証報告を令和2年6月にまとめ、その対策を着実に実行することにより、停電に強いまちづくりを推進している。

本節では、地震、風水害やその他の原因により、広域かつ長期間の停電を想定し、市が取り得る予防対策と停電による被害軽減のための応急対策を定めた。

第2 予防対策

1 樹木の倒木対策

令和元年房総半島台風における停電の原因は、主に暴風により倒れた樹木が電線を切断することにより発生している。

市は、電線に被害を及ぼす可能性のある市道沿い市有地の樹木を調査し、東京電力パワーグリッド(株)と協力して、必要に応じて伐採を行うものとする。

また、私有地の樹木は、所有者に伐採を要請する。

2 東京電力パワーグリッド(株)との連携

東京電力パワーグリッド(株)と災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結し、連絡体制や連携体制を確立し、相互に早期復旧に取り組むこととした。

3 電源車を必要とする施設のリスト化

医療施設や福祉施設等、生命の危険に直結するような施設や排水機場など機能停止により重大な被害を及ぼす施設等をリスト化し、リストを千葉県及び東京電力パワーグリッド(株)と平素から共有する。

4 非常用電源の燃料確保

市は、非常用発電装置や自家用車等の燃料確保のため、石油業組合と協定を締結している。

石油業組合と定期的に協議し、緊急時の連絡先や具体的な供給要領など実効性を確保することとする。

5 携帯発電機の整備

市は、指定避難所等の電源確保のために携帯発電機を備蓄し、停電時の非常用電源として活用することとしている。

大規模な停電においては、携帯発電機が不足することが想定されるため、区・自治会が携帯発電機を所有し、自治会館・集会所等で最小限の電源を確保できる体制を検討する。

6 断水対策

令和元年房総半島台風では、停電により九十九里水道企業団の送水機能が停止したため、市内全域で断水が発生し、飲料水の応急給水の他、防災井戸を活用して生活用水を供給した。

円滑な応急給水を行うため、令和4年3月に「大網白里市応急給水マニュアル」を作成済み。

また、防災井戸の適切な維持管理を行うとともに設置場所等を住民に周知する。

7 施設等の事前準備

(1) 指定避難所

保健文化センター、中央公民館、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館には、非常用発電装置が整備されている。

非常用電源装置が整備されていない小中学校や農村環境改善センター、農村ふれあいセンターは、投光器、携帯発電機、ランタン等により必要最小限の照明を確保しているが、太陽光発電機、非常用発電装置などの整備を進めるよう努める。

また、避難者の通信手段を確保するため、携帯電話・スマートフォン等の充電に対応できる機材を整備する。

夏・冬季の停電に備え、扇風機や暖房具を準備する。

(2) 病院、老人福祉施設等

病院、老人福祉施設等は、非常用発電装置の整備に努めるとともに、断水時に備え、飲料水や給水容器の備蓄を進めるものとする。

8 市民の停電に対する備え

(1) 家庭での備蓄

市では、災害発生後1週間程度の飲料水、食料、日用品を家庭で備蓄するように啓発している。

ア 携帯電話・スマートフォン用充電器、モバイルバッテリー

イ 飲料水の他給水を受けるための水袋等

ウ LEDランタン、懐中電灯、ヘッドライト及び乾電池

(2) 所有物の飛散防止

所有物の飛散による電線の破損を防止するため、台風・突風・暴風が予想される場合は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内への移動や、屋外に固定したりするなど、事前に飛散防止措置をとるよう努める。

(3) 自家用発電装置等

市は、自家用発電装置等を普及させるため、住居用の太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電システムの助成を行っている。

市民は、停電時に非常用電源として活用するため、携帯発電機の保有に努めるものとする。

第3 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報連絡体制の確保

(2) 東京電力パワーグリッド(株)は、市と協議に上、それぞれの持つ情報の共有を目的に市災害対策本部に連絡調整員の派遣を検討する。市は、連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等を準備する。

(3) 情報の収集・伝達

ア 東京電力パワーグリッド(株)は、市へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供する。また、市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合も情報を提供する。

イ 市は、区・自治会、市民からの通報や市職員による調査等により停電状況を把握し、東京電力パワーグリッド(株)と情報を共有する。
停電地域への情報伝達は、防災行政無線機その他、広報車の巡回やメール配信、区・自治会の回覧等複数の手段を講じて伝達する。

ウ 市および東京電力パワーグリッド(株)は、それぞれ復旧の進捗状況について、適時双方へ情報を提供する。

2 電力の復旧

市は、電力復旧作業を妨げている道路の啓開を速やかに行い、東京電力パワーグリッド(株)の復旧作業を支援する。

倒木が多数あり、自衛隊が復旧作業を支援する場合は、車両や重機等の活動拠点や宿泊場所を提供する。

3 市民への支援

(1) 要配慮者への支援

要配慮者への情報伝達及び安否確認は、職員自ら行う他、区・自治会、自主防災組織や地域の民生委員に依頼して行い、併せて個別に必要な支援を把握する。

(2) 充電環境の提供

市は、市民の携帯電話・スマートフォンの充電に対応するため、市役所、公民館等において充電環境を提供する。

(3) 市有施設の開放

停電により空調設備が停止した世帯に対し、猛暑時の熱中症や寒さ対策のため、通電地域にある公民館等や非常発電装置が設置されている公民館等を開放する。

(4) 入浴等

シャワー利用のため、大網白里アリーナを開放する。

停電の長期化が見込まれる場合は、民間入浴施設、宿泊施設やゴルフ場入浴施設に使用の要請を行う。

また、必要に応じて自衛隊に入浴支援を要請する。

4 燃料等の確保

(1) 燃料の確保

停電の長期化が見込まれた場合、協定に基づき石油業組合と非常用発電機、携帯発電機、及び公用自動車の燃料供給の調整を行い、速やかな確保に努める。

(2) 電源車による電力供給

電源車優先配備施設のリストに基づき、県を通じ東京電力パワーグリッド(株)に配備を要請する。

電源車の配備先は、災害対策の中核を担う市役所、生命の危険に直結する医療施設や福祉施設、災害の拡大を招く排水機場、被災者の生活の場である指定避難所を優先する。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時に被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

■危険物等

- | |
|--|
| <p>①危険物：消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など</p> <p>②火薬類：火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など</p> <p>③高圧ガス：高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>④毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など</p> <p>⑤指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など</p> |
|--|

第2 予防計画

1 予防査察

山武郡市広域行政組合消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2 事業所防災対策の強化

山武郡市広域行政組合消防本部は、危険物施設の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置、防火訓練等を指導する。

3 水域への劇物等有害物質の流入に係る防災対策の強化

水域への劇物等有害物質の流入を想定し、飲料水の摂取制限に関する広報計画、給水活動計画、汚染域の特定に係る情報収集体制の強化、県あるいは市町村間の連携体制強化等の防災対策を強化する。

第3 応急対策計画

危険物等による災害が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

市は、火災・事故等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 広報活動

市は、火災・事故等の発生状況や地域への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、速やかに被害状況を把握するとともに、必要に応じて千葉県相互応援協定に基づき、県内の消防機関に応援要請を行う。

また、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

4 救助・救急活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、被害現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、近隣市町村に応援を要請する。民間の協力等により、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

5 交通規制

東金警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

6 避難

市は被害が拡大し危険な区域に対し、避難の指示を行い、安全な地域の避難所を開設する。また、東金警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。また、必要に応じて救護所を設置し、要救護者の受け入れを行う。

第5節 海上災害対策計画

第1 基本方針

市域周辺海域において、船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

ただし、油等の流出事故については大規模事故編第2章第5節によるものとする。

第2 予防計画

1 各種予防対策

船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材の整備

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3 応急対策計画

市域周辺海域において、船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

市は、海上災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、警察、海上保安本部等に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 広報活動

市は、被害の状況等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

3 捜索・救助・救護活動

市は、海岸地域において被災者の捜索、救助活動を行う。

海域及び海岸地域において救助された負傷者等は医療機関に搬送する。

負傷者が多数の場合は、災害現場に救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ^{*}、応急措置を行った後、市立大網病院又は市外の災害拠点病院などに搬送する。

※トリアージ:災害医療において、負傷者等の患者が同時発生的に多数発生した場合に医療体制・設備を考慮しつつ傷病者の重症度と緊急度によって分類し、治療や搬送先の順位を決定すること。一般的な順位、群の区分、カラー、内容は下記のとおりである。

順位	群の区分	説明内容	トリアージカラー (タグの色)
第1順位	最優先治療群	比較的簡単な手当で生命を救える重傷者。	赤色
第2順位	準救急治療群、待機治療群	2～3時間、または数時間手当が遅くなっても生命に危険はないが、手術などのために入院が必要な負傷者。	黄色
第3順位	治療保留群	外来治療で対応できる軽傷者や歩行可能な人。	緑色
第4順位	不搬送群	明らかな遺体。	黒色

4 遺体の収容

市は、遺体を収容した場合は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

第6節 油等海上流出災害対策計画

第1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

■油等海上流出事故とは

船舶等の接触、衝突、乗り上げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うもの。

第2 予防計画

1 広域的な活動体制

市は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

2 油防除作業体制の整備

市は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄に努める。

第3 応急対策計画

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 防除方針

県及び市は、流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 情報収集・伝達体制

市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄の海上保安部及び県に報告する。

3 警戒区域の設定・避難

市は、沿岸住民に影響がある場合は、沿岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示を行う。

4 流出油の防除措置

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じて回収油の保管場所の確保に努める。

5 広報活動

事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

6 環境保全等に関する対策

市は、県と連携して油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

市は、山武保健所及び山武郡市医師会等の協力を要請して健康対策を実施する。
また、必要に応じて県に協力を要請する。

8 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、市が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

第7節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るための対策について定める。

第2 予防計画

市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3 応急対策計画

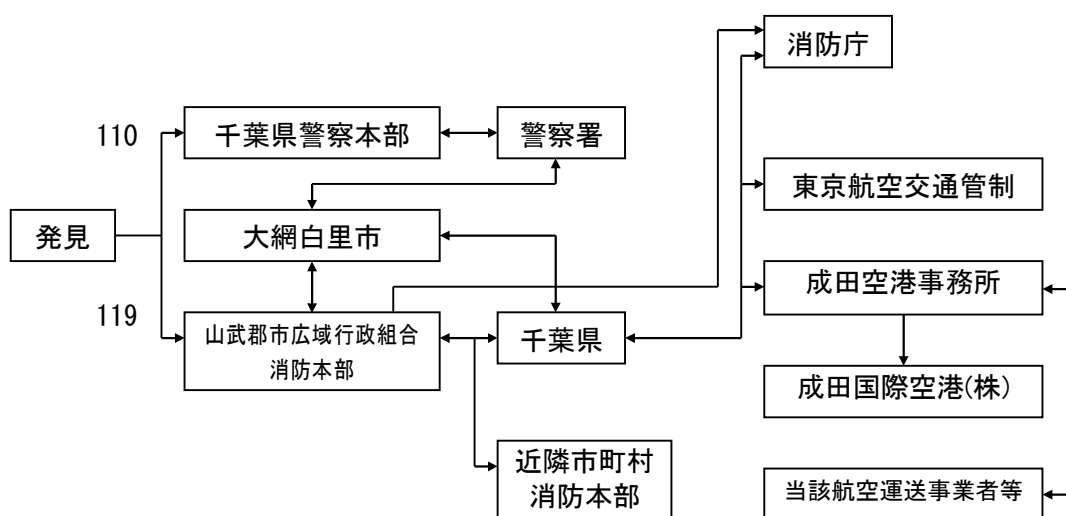
市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合は、その旨を関係機関及び県に連絡する。

なお、発生地点が明確な場合の連絡系統は以下のとおりとする。



2 広報活動

市は、事故発生状況や地域住民への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により下記の内容について広報活動を行う。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて千葉県相互応援協定に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

応援要請については、「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策 第1 消防活動 5 消防広域応援要請」参照。

4 救助・救護活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、乗客、地域住民救出のため、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、市立大網病院又は市外の災害拠点病院などに搬送する。

5 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

東金警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

市は、防災行政無線を使用して広報に協力する。

7 避難

市は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所を開設し、避難者の受け入れを行う。

8 防疫・清掃

市は、情報等により遭難機が国際線であることがわかった場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、災害救助法の定めにより行う。

9 その他の支援

市は、県、原因者等関係機関の要請より、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第 8 節 鉄道災害対策計画

第 1 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第 2 予防計画

市、東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3 応急対策計画

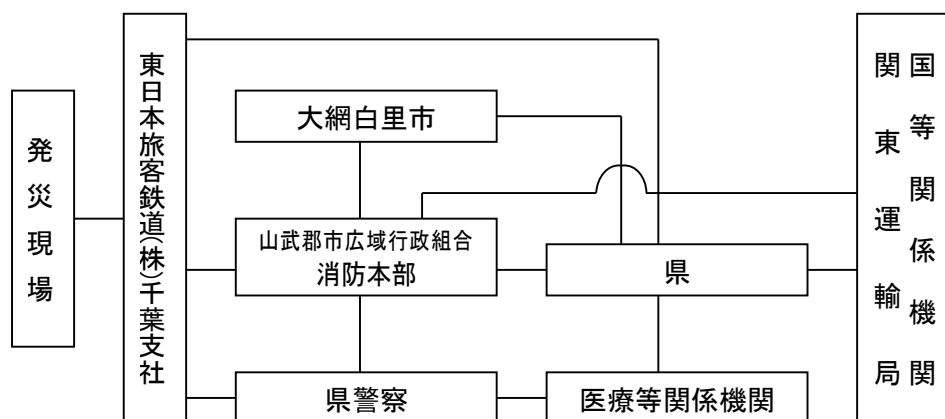
市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制 概要図



■関係機関連絡先

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

2 広報活動

市は、事故発生状況や地域住民への影響等に関する情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて千葉県相互応援協定に基づき、県内の消防機関に対して、応援要請を行う。

応援要請については、「第2編 地震対策編 第3章 災害応急対策 第4節 消防・救助救急・危険物対策 第1 消防活動 5 消防広域応援要請」参照。

4 救助・救急

市は、旅客、地域住民救出のため、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、市立大網病院又は市外の災害拠点病院などに搬送する。

5 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

東金警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難

市は、旅客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難場所を開設する。

避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

第9節 道路災害対策計画

第1 基本方針

市域の道路において、橋梁の落下、擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に発見するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

2 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できるような体制をとる。

第3 応急対策計画

市域の道路において、橋梁の落下、擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

市は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、山武郡市広域行政組合消防本部、東金警察署、道路管理者に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報も含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 広報活動

市は、地域住民等に情報を提供するため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の指示等を踏まえた警戒情報等の伝達は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

3 消防活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

災害の規模が大きく、広域による応援を必要とするときまたは必要と見込まれるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行うものとする。

なお、市及び山武郡市広域行政組合消防本部は、緊急消防援助隊や千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を受けたときは、受入や誘導体制を円滑に確立するものとする。

4 救助・救急活動

山武郡市広域行政組合消防本部は、事故現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、市立大網病院又は市外の災害拠点病院などに搬送する。

5 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送業者及び市は、流出した危険物の防除活動を行う。

7 交通規制

東金警察署及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保及び適切な交通規制を図る。

8 避難

市は、被害の拡大防止を図るため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の伝達、避難指示を行うとともに、安全な地域の避難所を開設する。

避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

第 10 節 放射性物質事故対策計画

第 1 基本方針

県内には原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等のほか核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）を使用している事業所がある。また、本県に隣接する茨城県には、臨界事故等の発生を想定し、対策を検討すべき原子力施設が存在する。さらに、こうした施設への放射性物質の運搬の際に、放射性物質が県内を通過する可能性は大きい。このほか、東京湾での原子力艦の通行が想定される。

放射性物質の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の応急対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては県の定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

第 2 放射性物質事故の想定

1 放射性物質取扱事業所における事故の想定

県内には放射性物質を取扱っている事業所はないが、県内の取扱事業所の存在や市における今後の取扱事業所の出現に備え、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故への対応を想定する。

2 放射性物質の輸送中における事故の想定

本計画においては、放射性物質の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

3 他県の原子力発電所における放射能漏れ事故の想定

他県の原子力発電所における放射能漏れ事故により、広域的に放射能の飛散等が発生した事態を想定する。

4 原子力艦の事故の想定

原子力艦の事故については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3 予防計画

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

放射性物質取扱施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 放射性物質取扱施設の把握

県及び市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

3 放射性物質事故発生時の体制整備

県及び市は、次の体制を整備する。

- ① 専門知識等に関する助言が受けられる体制
- ② 被爆治療可能施設の把握
- ③ 防護資機材の整備
- ④ 待避及び避難誘導體制の整備
- ⑤ 住民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
- ⑥ 夜間、休日の場合等でも対応できる体制
- ⑦ 通信システムの整備・拡充

4 緊急時被ばく医療体制の整備

市は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

5 防災教育・訓練の実施

市は、関係機関と連携し、防災関係職員に対し、放射性物質事故の教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故関知識の普及に関する知識の普及を図る。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4 応急対策計画

放射性物質事故が発生した場合、市長は、状況に応じ、職員の招集を行い、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

1 情報収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、県、市、警察、山武郡市広域行政組合消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合は、市は、県、警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、国等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

2 消防対策

消防庁が作成した「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成13年3月）」等を参考に対応を図るものとする。（同マニュアルでは、放射性物質の輸送における消防活動対策の一例として、住民等の安全確保及び現場における消防活動エリアを確保するため、消防警戒区域を事故車両より道路上100m、放射線被ばく又はRI等による汚染の可能性のある場所において緊急作業を行う隊員以外の隊員の不要な被ばくを避けるとともに放射線汚染の無用な拡大を防止するために、放射線危険区域を発災初期には輸送物から、暫定的に15mの範囲で設定することが示されている。）。

※「放射性物質事故対応マニュアル」（平成25年3月修正 千葉県）による

3 消火活動

放射性物質取扱事業所等において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、活動隊員の被ばく線量の管理を行い、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

4 避難

(1) 退避施設の選定

市は、住民への影響がある場合は、風向または、放射性物質の流動方向を考慮の上、コンクリート屋内退避施設を選定し住民に周知を図る。

(2) 退避誘導

市は、放射性物質の影響等について、専門家の指導及び助言を受けて影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域、避難指示を伝達し、安全な地域の避難所（待避施設）を開設する。避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

■屋内退避及び避難等に関する指標例

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ○放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面または肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。

※予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらかの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

※予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

※外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月一部改訂 原子力安全委員会）より

5 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録をするものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- | |
|---------------|
| ①退避・避難等の措置 |
| ②立入禁止措置 |
| ③飲料水、飲食物の制限措置 |
| ④その他必要と認める事項 |

6 緊急時のモニタリング活動の実施

県が、必要に応じ関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。市はそれに必要な協力を行うものとする。

■県の緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- | |
|--|
| ①大気汚染調査（該当部局） |
| ②水質調査（ 〃 ） |
| ③土壌調査（ 〃 ） |
| ④農林水産物への影響調査（ 〃 ） |
| ⑤食物の流通状況調査（ 〃 ） |
| ⑥市場流通食品検査（ 〃 ） |
| ⑦肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（ 〃 ） |
| ⑧工業製品調査（ 〃 ） |
| ⑨廃棄物調査（ 〃 ） |
| （注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。 |

7 広報活動

市は、地域住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る情報または被害拡大を防止するための避難指示等をふまえた警戒情報の伝達を、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール等により行う。

また、住民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

8 健康被害の調査

市は、住民等の健康被害について、山武保健所等と協力して調査を行う。

9 飲料水・食料の摂取制限等

市は、国及び県の指示、指導及び助言に基づき、放射性物質により汚染または汚染のおそれのある飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

制限の解除にあたっては、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制庁等の判断等をふまえ、摂取制限及び採取・出荷制限等の解除を実施する。

■参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル /キログラム
牛乳	50 ベクレル /キログラム
乳児用食品	50 ベクレル /キログラム
一般食品	100 ベクレル /キログラム

10 広域避難者対応

災害範囲が広域で市域外から避難してきた避難者支援については、避難元自治体及び県周辺自治体と連携・協力し、受け入れ体制を整える。

第5 復旧対策計画

1 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。
放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

市は、国及び県等と連携し、指導または助言等に基づき、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

市は、国及び県等と連携し、指導または助言等に基づき、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。